

公 述 申 込 書

公 述 申 込 書		
個人 の 場 合	ふりがな 氏 名	印
	職業・年齢	(歳)
	ふりがな 住 所	(〒)
	電話番号	
法 人 の 場 合	ふりがな 名 称	印
	ふりがな 住 所	(〒)
	電話番号	
	法人を 代表し て公述 する者	ふりがな 氏 名
	職名・ 年齢	(歳)
利害関係を有する理由 (注) 航空法施行規則第 80 条については裏面参照		航空法施行規則第 80 条第 号該当 該当の内容
空港の設置 (施設変更等) に 対する賛否及び理由 (1 につ いては、該当を○で囲む。		1 賛 成 条件付賛成 反 対 2 理 由

航空法施行規則（抜粋）

（利害関係人）

第 80 条 法第 39 条第 2 項（法第 43 条第 2 項、法第 55 条の 2 第 3 項及び法第 56 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいう。

一 許可の申請者

二 空港等の区域、進入区域又は転移表面、水平表面、延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の投影面内の区域の土地又は建物について所有権、地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利その他土地又は建物に関する権利を有する者

三 前号の区域内に紘業権、温泉を利用する権利、漁業権、入漁権又は流水、海水その他の水を利用する権利を有する者

四 第二号の区域を管理する地方公共団体

五 空港等を利用する者

公述人注意事項

(航空法施行規則より抜粋)

(公述)

第 81 条の 9 公述人の公述は、公述書に記載されたところにしたがってしなければならない。ただし、主宰者の質問に答えるとき又は主宰者が特に必要であると認めて許可したときは、この限りでない。

(公述の中止等)

第 81 条の 10 主宰者は、公述人の公述が次の各号の一に該当すると認めるときは、その公述を中止させることができる。

- 一 第 81 条の 8 の規定により主宰者が指示した時間をこえたとき。
- 二 すでに公述された事項と重複し、又は事案の範囲外にあるとき。
- 三 前条の規定に反するとき。

2 主宰者は、公述人が前項の規定による中止の指示に従わないときは、その公述人を退去させることができる。